

機構関連事業について

○ 機構関連事業について

機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。）は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

○ 機構関連事業の内容について

（機構チェック欄）

- ☐ ・ 機構関連事業の対象となる農用地等は、群馬県農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものです。
- ☐ ・ 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。
- ☐ ・ 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

○ 留意事項について

- ☐ ・ 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
- ☐ ・ 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

（本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行わなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。）

令和 年 月 日
（説明者）
（業務受託者）

上記内容について説明を受けました。

（所有者等）
氏 名